

# 名古屋港管理組合公報

平成22年7月15日

(木曜日)

第458号

## 目次

○港湾施設の変更	1
○措置通知の公表	2
○公報第457号	4

## 告 示

### 名古屋港管理組合告示第28号

次の港湾施設は、平成22年7月15日から停止面積を変更する。  
平成22年7月15日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

施設の種類 荷さばき地  
変更前  
区画を定めた荷さばき地

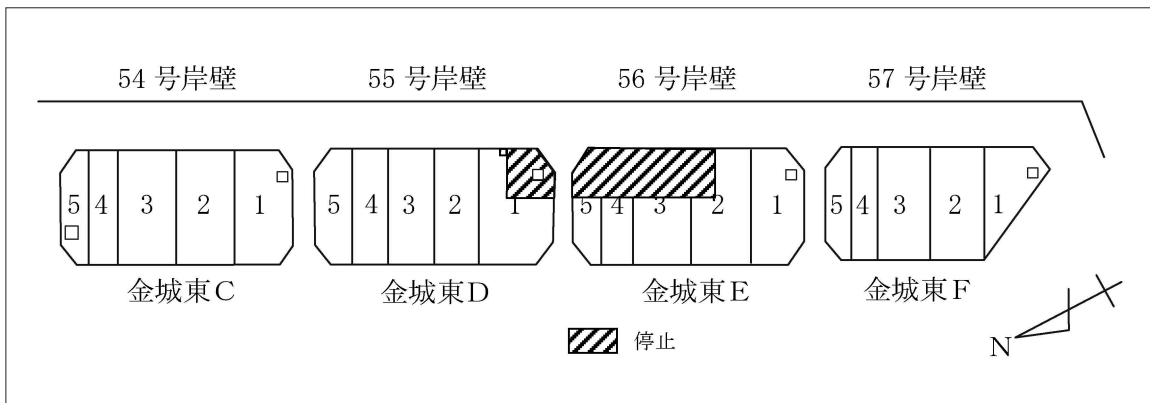
名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面積 <small>平方メートル</small>	区 画
金城ふ頭東部D荷さばき地 (金城東D)	1 <sup>級</sup>	55号岸壁隣接	16	図による
金城ふ頭東部E荷さばき地 (金城東E)	1	56号岸壁隣接	368	図による

(図は省略)

変更後  
区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面積 <small>平方メートル</small>	区 画
金城ふ頭東部D荷さばき地 (金城東D)	1 <sup>級</sup>	55号岸壁隣接	1,079	図による
金城ふ頭東部E荷さばき地 (金城東E)	1	56号岸壁隣接	2,856	図による

図 (金城ふ頭東部C荷さばき地～同F荷さばき地)



## 備考

- 1 数字は、区画の名称を示す。
- 2 金城東Dの区画の面積は、1は3,710平方メートル（1,079平方メートルは停止）、2・3は各2,111平方メートル、4は1,749平方メートル、5は1,754平方メートルである。
- 3 金城東Eの区画の面積は、1は2,643平方メートル、2は2,946平方メートル（531平方メートルは停止）、3は2,950平方メートル（1,225平方メートルは停止）、4は1,326平方メートル（550平方メートルは停止）、5は1,332平方メートル（550平方メートルは停止）である。

## 監 査 公 表

## 監査公表第3号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき管理者から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表する。

平成22年7月15日

名古屋港管理組合監査委員 梅 村 邦 子  
同 吉 井 信 雄  
同 宮 島 寿 男

## 平成22年監査公表第1号分

監 査 結 果	措 置
<p>(1) 指摘事項 〈支出事務〉 ア 超過勤務手当において、未支給、支給不足及び過支給となっているものがあった。 該当箇所 企画調整室、総務部、港営部、建設部</p> <p>イ 休日給において、未支給及び過支給となっているものがあった。 該当箇所 総務部、港営部、建設部</p>	<p>(1) 指摘事項 〈支出事務〉 ア 企画調整室 過支給については、平成22年3月9日に戻入の措置を講じた。 今後の防止策として、関係規程等の周知を図り、複数職員による確認を徹底する。</p> <p>総務部 過支給については、平成21年12月8日及び平成22年1月8日に戻入の措置を講じた。 今後の防止改善策として、庶務事務システムが導入されたことにより、端数処理による過支給は防止されるが、電子決裁時に各申請書の確認に努めていく。</p> <p>港営部 未支給については、平成22年3月24日に追給の措置を講じた。 支給不足については、平成22年1月29日及び平成22年3月24日に追給の措置を講じた。 今後の防止改善策として、関係規程等の周知を図り、複数職員による確認を徹底する。</p> <p>建設部 未支給については、平成22年3月9日に、支給不足については、平成22年3月17日に追給の措置を、また、過支給については、平成22年3月16日に戻入の措置を講じた。 今後の防止改善策として、勤務状況との照会を徹底し、複数職員による確認を行うこととする。</p> <p>イ 総務部 過支給については、平成21年12月8日に戻入の措置を講じた。 今後の防止改善策として、庶務事務システムが導入されたことにより、端数処理による過支給は防止されるが、電子決裁時に各申請書の確認に努めていく。</p> <p>港営部</p>

<p>(2) 注意事項                  (契約事務)                  ア 入札に関する事務において、入札参加要件等が整理されていない事例が見受けられたので、公平かつ公正を期すため、取扱基準を明確にされたい。                  該当箇所 総務部</p> <p>イ 業務委託契約において、仕様書に記載された業務内容が精査されていない事例が見受けられたので、仕様書の見直しを検討されたい。                  該当箇所 港営部</p> <p>(財産管理事務)                  備品の管理において、台帳と受払簿の不整合や管理区分の誤りが見受けられたので、慎重かつ適正に整理されたい。                  該当箇所 港営部</p>	<p>未支給については、平成22年 3月24日に追給の措置を講じた。                  今後の防止改善策として、関係規程等の周知を図り、複数職員による確認を徹底する。</p> <p>建設部                  未支給については、平成22年 3月17日に追給の措置を講じた。                  今後の防止改善策として、関係規程等の周知を図り、複数職員による確認を行うこととする。</p> <p>(2) 注意事項                  (契約事務)                  ア 総務部                  「愛知県入札心得 (物品の製造等)」等を参考にし、指名競争入札に参加する者が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を整理し、明文化するものとする。                  指名競争入札を行う際の業者選定に係る条件、判断基準等を「指名基準」として整理し、指名競争入札の公正、適正な執行を図っていく。</p> <p>イ 港営部                  業務委託契約については、仕様書の業務内容を十分精査し、仕様書の見直しを含めて適正に取り扱っていくこととする。</p> <p>(財産管理事務)                  台帳と受払簿の不整合については、台帳だけではなく、受払簿も慎重に整理し、適正に管理していく。                  台帳の管理区分の誤りについては、平成21年11月5日に訂正の措置を講じた。                  今後の防止改善策として、指定管理者からの報告事項について、原本を確認するとともに十分な指導・監督をする。</p>
---	---

平成22年監査公表第2号分  
 (社団法人名古屋清港会)

監 査 結 果	措 置
<p>1 指摘事項                  水面清掃業務委託において、時間外作業を実施した場合の時間外の取扱いが明記されていなかった。時間超過にかかる支払いの取扱いは重要な契約内容であるので、明記するように改善されたい。</p> <p>2 注意事項                  ア 被服規程を整備せず、貸与がなされていた。規程の整備をされたい。</p> <p>イ 契約事務において、2者以上からの見積り徴収を徹底されたい。</p> <p>ウ 退職給与引当資産の運用利子は当該資産とは切り離して経理されたい。</p>	<p>1 指摘事項                  平成22年度からの業務委託契約においては、契約書上に明記して契約締結を行うこととする。</p> <p>2 注意事項                  ア 平成22年 2月 1日付、被服貸与要綱を整備し、施行した。</p> <p>イ 平成22年度から、契約事務においては、2者以上から見積りの徴収を行うこととする。</p> <p>ウ 平成21年度決算時から、退職給与引当資産の運用利子は当該資産とは切り離し、経理処理をすることとする。</p>

(財団法人名古屋港緑地保全協会)

監 査 結 果	措 置
注意事項 ア 購入物品の検収について、財務規程どおりの検収を徹底されたい。  イ 随意契約が可能な限度額について、契約要綱に明記されたい。	注意事項 ア 購入物品の検収については、少額契約に用いる契約何いの様式に検収欄を設けるよう見直しを行った。  イ 随意契約が可能な限度額については、契約要綱に名古屋港管理組合に準拠した内容で明記するよう見直しを行った。

## 正 誤

平成22年7月1日公報第457号8ページ公告1(2)指定管理者の表中「知多市青友会組合」は「知多市青友海組合」の誤り。

発行所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

**名古屋港管理組合**